

参考資料：施設の基本的事項

(令和5年4月1日現在)

事 項		三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅
施設の概要	所在地	<p>桑名市ほか14市町</p> <p>県内59団地 うち、県営住宅 59団地 うち、特定公共賃貸住宅 2団地 (県営住宅に併設)</p>
	構造規模等	<p>(参考：県内全体の状況) 管理戸数4,009戸(※4,002戸) うち、県営住宅 4,005戸(※3,998戸) うち、特定公共賃貸住宅 4戸</p> <p>SRC：9階～14階 134戸 RC：2階～8階 1,222戸 PC：1階～5階 2,543戸(※2,536戸) CB：1階～2階 110戸</p> <p>※令和5年度中に一部の住宅を取り壊す予定であるため、令和6年度からの管理戸数はカッコ内の数値となる予定です。</p>
施設の設置目的 (役割)		<p>住宅に困窮する低額所得者(特定公共賃貸住宅にあつては中堅所得者)に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p>
施設の現状		<p>・県営住宅の整備方針</p> <p>住宅・土地統計調査(平成30年)によると、本県の民間住宅市場においては、低廉な賃貸住宅などの供給等については余力が見られるとともに、県営住宅においては常時入居できる空き家があります。また、家賃については、近年、公的賃貸住宅と民間賃貸住宅の差が縮まってきており、民間賃貸住宅の活用の可能性はさらに高まっています。</p> <p>このような状況に鑑み、現在の情勢に大幅な変化がない限り、県においては、新規建築を行わないこととともに、既存の県営住宅については、限られた予算の適正で効果的な運用により、予防保全の視点からの適切な維持管理や機能改善に努めるとともに、住環境整備による居住支援サービスの向上に取り組みます。</p>

<p>指定管理者の施設運営の基本的な方向性（運営方針）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 県営住宅等が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。・ 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。
---------------------------------	--